

## 平成25年度 第4回市民参加及び協働推進委員会会議録

○日 時 平成25年11月12日（火） 午後7時05分～9時00分

○場 所 市役所2階 市長公室

○出席者

- ・ 委 員 岩田 仁委員長、高橋 さかえ副委員長、  
有賀 輝彦委員、遠藤 義輝委員、野崎 義文委員、  
三木 ともね委員、吉原 智博委員
- ・ 事務局 協働推進課：新井課長、鈴木副課長、水口主査

○欠席者 五十嵐 洋太委員、高橋 良江委員、吉田 紀子委員

○傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 題
(1) 協議事項 自治基本条例の見直しについて（まとめ） 「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）」について 事務局：本日4回目の会議は、見直し検討作業の総仕上げとなり、第3回目の 会議において提案した内容と、そのときの委員意見に基づいた提言書 （案）を作成した。本日は、章ごとに委員の意見を頂戴し、完成後は 市長へ提出する運びとなる。
P 1. 提言にあたってについて 事務局：加除訂正 ・ 本文1行目、富士見市市民参加及び協働推進委員会に「」を付し「富 士見市市民参加及び協働推進委員会」とする。 ・ 本文末から2行目、豊かなの送り仮名を豊かなとする。 委員の意見はなし
P 2. 1 はじめにについて 事務局：訂正 ・ 本文1行目、かぎかっこを削除する。 ・ 6行目、平成16年4月1月を平成16年4月1日とする。

- ・ 6行目、がぎかっこを付し「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会」とする。

委員の意見はなし

## 2 推進委員会の会議と検討方法について

事務局：訂正

- ・ 本文6行目、3つを漢数字の三つとする。
- ・ 10行目 コミュニティー →コミュニティ

委員：提言については、提言がある条文とない条文があり、3ページ以降は提言があるもののみ記している。そのことを事前に書き記した方が、分かりやすいし丁寧である。

- ・ 修正 本文末 それらの意見等を整理し、提言があった条文については次のように記す事とする。

### P 3. 3 富士見市自治基本条例の運用改善にむけた提言

#### 第1章 総則

事務局：訂正

- ・ 第2条③の提言文  
啓発チラシの英語版 →啓発チラシの外国語版  
さまざまな出身地の外国人がおられるため。

委員：③の提言で、本条例を翻訳することは難しいのでとあるが、消極的な考えは表現しないほうが望ましい。

#### 第2章 基本原則

事務局：加筆

- ・ 第3条・第9条の① 情報の格差が生じないように  
これまでの会議において、情報の共有に関して多くの意見を頂戴し、市民が行政情報を平等に得られていないことから加筆した。

委員：第3条②について、市広報は唯一の情報源であると表記しているが、市HPなどからも情報の入手はできる。

- ・ 修正 唯一の情報源 →身近な情報源

### P 4. 第3章 市民の権利及び責務

事務局：第7条については、前回の会議において、子どもたちの健やかな成長とまちづくりに対する意識のはぐくみ、また、小学生や中学生、大人それぞれにできる役割があるという意見があったので、前回の提案を変更して今回の案とした。

委員：第6条の提言に「女性」とあるが、男性を取り入れないのは疑問が残る。

- ・ 修正 子どもや女性、障がい者、外国人の権利について →子どもや女性、障がい者、外国人などの権利について

委員：第7条の提言は、文章の流れをよくすると分かりやすい。

- ・ 修正 子どもの市民参加は、参加することで成長の機会を得ると共に →子どももまちづくりに参加することで成長の機会を得られ

#### 第4章 市民の権利及び責務

事務局：訂正

- ・第9条 様ざま →さまざま

委員：人権についての問題はDVだけでなく、現代はいじめや虐待もある。それらも取り入れるとより具体的になる。

- ・修正 DVトラブルが増加している昨今、人権についての研修において、DV対応の理解を深めることが必要である。→いじめや虐待、DVトラブルなどが増加している昨今、人権の研修においてそれらの対応の理解を深める。

## 第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

事務局：訂正

- ・5行目 様ざま→さまざま

委員：第12条は、表現を簡潔にすると分かりやすい。

委員：市の運営のチェックは、市民がチェックをするとあるが、市民もチェックをすることとしたほうが、共同作業となって意識が高まる。

- ・修正 また、市民参加は、市民の意見を聞くことが前提であり、民意を反映することで生きた市政となることから、市の運営に対し、市民がチェックをすることが大切である。→また、市民の意見を反映することで生きた市政となることから、市の運営に対し、市民もチェックをすることが大切である。

## 第6章 市政運営

事務局：訂正

- ・第21条 わかりやすい →分かりやすい

委員：第20条は文章が長いため、短くすると分かりやすい。また、解説書は小学生向けと限定せずに、児童・生徒としたほうが、小学生から高校生までの幅を持ち、親切で且つ丁寧である。

- ・修正 市民に周知し説明会や懇談会などでわかりやすい説明をすることは当然ではあるが、出席率に課題はないか。～(略)～また、説明における資料は、場合によっては、小学生向けに解説書をつくることも検討してほしい。→市民に周知し、説明会や懇談会などで分かりやすい説明をすることは当然である。しかし、出席率に課題がある。これは、双方における情報提供につながることから～(略)～また、説明における資料は、場合によっては、児童・生徒向けに解説書をつくることも検討してほしい。

委員：第25条は、民意が反映されるようにとあるが、行政では当然のことであるから別の表現がいい。

委員：市民の幅広い意見をもらう仕組みが必要とあるが、もらうという表現はふさわしくない。

- ・修正 評価後に民意が反映されるように、特定の委員だけでなく、多くの市民の幅広い意見をもらう仕組みが必要である。→評価にあたっては、特定の委員だけでなく、多くの市民の幅広い意見が反映される仕組みが必要である。

## 第7章 条例の位置付け

事務局：訂正

- ・ 第27条 2行目 市にあった →市に合った
- ・ 文末 やむを得ない。 →あえて訂正する理由はない。

### 4 まとめ

事務局：加除訂正

- ・ 7行目 まちづくりに興味がある、など →まちづくりに興味がある。」など、
- ・ 文末 コミュニティー →コミュニティ

委員：6行目から10行目までの文章が長くわかりにく。

- ・ 修正 8行目 実践する者が着実に増えていることは確かである。しかしながら市政への関心がない者が存在することも確かである。→実践する者が着実にふえている一方、市政への関心がない者が存在することも確かである。

委員：7行目に、ここにいる推進委員会委員をはじめ、とあるが、削除したほうが良い。

委員：8行目9行目11行目に、者や人と表現しているが、他人行儀のような感がするため、市民とした方が、より身近な存在となり自治基本条例にあったものとなる。

- ・ 訂正 実践する者、市政への関心がない者、より多くの人 →実践する市民、市政への関心がない市民、より多くの市民

委員長：委員の意見が全てでため、これで提言書の完成とする。

## (2) 提言書提出について

提出日時 平成25年11月21日（木曜日）15時30分

出席者 岩田委員長、高橋副委員長、遠藤委員、吉原委員

## 4. 連絡事項

### (1) 次回の会議について

今年度の会議は本日をもって終了。次回は、新年度に開催する。

### (2) 調査報告について

市民参加・協働事業の取組み状況調査及び審議会の設置状況調査については、まとまり次第、報告書を郵送する。

## 5. 閉 会 高橋さかえ副委員長